

刑法の談合罪と独占禁止法

入札談合については、刑法に談合罪の規定（96条の6第2項）があります。この規定は、公の入札において「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者」は罰せられるというものです。また、96条の6第1項の規定では、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、」処罰の対象とされます。

これに対し、独占禁止法の対象となる入札談合は、その目的や理由のいかんにかかわらず、入札参加者間で行われる調整行為（ルール談合といわれる）のすべてが含まれます。

そのほか、刑法の談合罪と独占禁止法の対象となる入札談合とでは、次のような違いがあります。

	刑法の談合罪	独占禁止法
保護法益	公行政の公正性	競争秩序の維持
違反者	自然人	事業者（自然人・法人）・事業者団体
契約形態	公の入札	民需・見積り合わせを含む
罰則	3年以下の懲役又は 250万円以下の罰金	個人：5年以下の懲役 又は500万円以下の罰金 法人・事業者団体：5億円以下の罰金

独占禁止法違反行為のうち悪質なものは刑事罰の対象とされていますので、同一の違反行為に対して、刑法の談合罪と独占禁止法の刑事罰の両方が適用される場合があります。社会保険庁発注のシール談合事件（平成5年 告発）では、会社に対しては独占禁止法の刑事罰が適用され、従業員には刑法の談合罪が適用されています。

【参考】（競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。